



第2期高知県地域福祉支援計画

~ 県民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる「高知型福祉」の実現~

第2章 計画の基本的事項

| 1. | 計画の位置つけ・ | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | P24 |
|----|----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|-----|
| 2. | 計画策定の目的・ | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | P24 |
| 3. | 計画改定の趣旨・ | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | P24 |
| 4. | 地域福祉の方向性 | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | P25 |
| 5. | 計画の期間・・・ | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | P25 |
| 6. | 計画の目標・・・ | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | P25 |
| 7. | 計画の推進体制・ | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | P26 |
| 8. | 計画の進行管理・ | • | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | P27 |





計画の基本的事項

1. 計画の位置づけ

この計画は、社会福祉法第 108 条に基づく計画で、本県における地域福祉を推進するための基本指針であるとともに、市町村の地域福祉計画の策定及び実践活動を支援する性格を持っています。また、福祉・保健・医療分野と連携し、関係する個別の福祉計画との整合性を図り、地域福祉の視点から定める計画です。

【社会福祉法 抜粋】

(都道府県地域福祉支援計画)

- 第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、 市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「都道府県地域 福祉支援計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催など住民 その他の者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。
- 1 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- 2 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 3 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

2. 計画策定の目的

この計画は、「高知型福祉」の実現のために、市町村の地域特性や独自性を尊重し、市町村が住民の皆さんや社会福祉協議会、民生委員・児童委員、NPO、社会福祉団体などとともに、地域の実情を踏まえて、福祉ニーズや生活課題に対応した地域福祉を進める取組を支援することを目的として策定するものです。

3. 計画改定の趣旨

- 平成 23 年3月に作成した高知県地域福祉支援計画に基づく取組の成果や課題を踏まえ、さらなる「高知型福祉」の実現に向けた取組の推進が必要
- 少子高齢化のさらなる進行や、貧困、虐待などの課題の多様化や複合化も見られる中、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを目指して、県民の在宅生活の希望をかなえ、生活の質の向上を図るためには、要介護者や一人暮らしなどの配慮を必要とする高齢者をはじめ、障害のある人、子どもなどに、これまで以上にきめ細かい対応が必要
- 加えて、介護保険制度の改正や生活困窮者自立支援制度の施行、災害時要配慮者対策などへの対応が必要

これらのことから、引き続き、市町村の地域福祉の推進を支援し、地域の課題への対応策を強化するため、高知県地域福祉支援計画を改定することとしました。



4. 地域福祉の方向性

「高知型福祉」を実現するための方向性として、根幹部分は第1期計画を継承したうえで、取組をより強固にするために、本計画では、地域福祉推進の基本項目として8本柱を立て、それぞれの取組を推進します。

<第1期計画 H23~H27>

◎安全・安心の地域づくりの推進

- ○新たな支え合いによる地域づくり
- 〇安全で安心して暮らせる地域づくり

◎安全・安心の基盤づくりの推進

○福祉を支える担い手の確保・育成

○利用者の視点に立った福祉サービスの質の向上

<第2期計画 H28~H31>

- Ⅰ. 地域の実情に応じた地域福祉の推進
- 1) 小規模多機能支援拠点(あったかふれあいセンターなど)の機能強化
- 2) 新しい介護予防・生活支援の仕組みづくり
- 3)生活困窮者などが安心して暮らせる地域づくり
- 4) 防災・減災対策と地域福祉活動との一体的な推進
- Ⅱ. 地域福祉を推進する基盤の確保
 - 5) 中山間地域の集落機能の維持と支え合い活動
 - 6) 福祉を支える担い手の確保・育成
 - 7) 利用者の視点に立った福祉サービスの質の向上・尊厳の確保
- 8) 地域福祉アクションプランの推進

5. 計画の期間

平成 28 年度から平成 31 年度までの4年間

第1期計画では、計画の期間を平成23年度から平成27年度までの5年間としていましたが、第2期計画では、県の他の計画(日本一の健康長寿県構想第3期、高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略)と計画終了年度を合わせるため、平成28年度から平成31年度までの4年間としました。

6. 計画の目標

県民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる 「高知型福祉」の実現

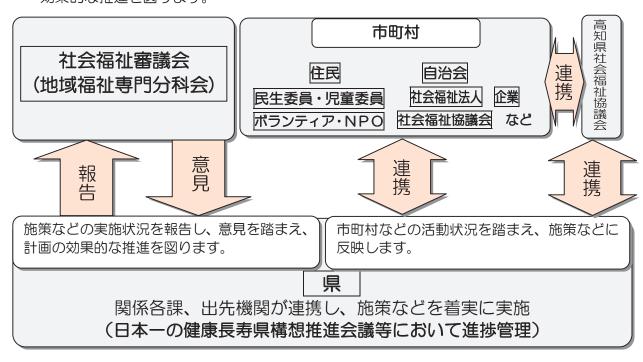
この計画では、それぞれの地域において、県民誰もが安心して暮らせる「高知型福祉」の実現を 目標に取組を進めます。



7. 計画の推進体制

この計画を推進するため、県は、高知県社会福祉協議会と連携して、市町村の地域福祉の取組状 況をはじめ、市町村社会福祉協議会や民生委員・児童委員、NPO、地域住民などの活動状況を踏 まえ、意見交換を行いながら、施策などに反映します。

- 日本一の健康長寿県構想¹²推進会議等において、施策の進捗管理を行い、次年度以降の施 策に反映します。
- 高知県社会福祉審議会へ施策などの実施状況を報告し、ご意見をいただきながら、計画の 効果的な推進を図ります。





¹² 日本一の健康長寿県構想:県民が健やかで心豊かに、支え合いながら生き生きと暮らすことがで きる県づくりを目指して、保健、医療、福祉の各分野の課題を分析し、平成22年2月に取りまと めた構想。平成28年2月には、「第3期構想」としてバージョンアップを行っている。

8. 計画の進行管理

この計画の進行管理は、計画を立て(Plan)、計画を実施(Do)し、その進捗状況を定期的に把握し点検・評価すること(Check)で、その後の計画や計画の実施を改善する(Act)、一連のPDCAサイクル¹³によって、計画の目的や目標に向けた取組を着実に進めます。

- 本庁各課と各福祉保健所などの出先機関が連携し、把握した市町村の進捗状況なども踏まえ、日本一の健康長寿県構想推進会議等において、施策の実施状況の点検・評価・見直しなどを行うとともにほかの福祉関係計画の見直しや社会情勢の変化などを踏まえ、適宜必要な計画の見直しを行います。
- 計画の見直しを行った場合は、県のホームページなどで、その内容を県民に公表します。



| 県のホームページな | どでの公表

実行

計画の見直し

実行 / 点検・評価 / 課題などへの対応・対策

- ______
- ・計画の進捗状況 ・目標の達成状況・効果 ・課題と対応策



日本一の健康長寿県構想推進会議 (6月、9月、12月、2月)

¹³ P D C A サイクル: 計画 (Plan)、実行 (Do)、評価 (Check)、改善 (Act) のプロセスを順に実施し、最後の Act では Check の結果から、最初の Plan の内容を継続・修正・廃止のいずれかに改善して、次回の Plan に結び付ける。

